

あま市放課後児童クラブ運営業務に係る公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

番号	質問事項	質問内容	回答
1	実施要領P 2 8－(1)	「放課後児童クラブ運営指針（平成27雇児発0331第34号）」とありますが、令和7年1月22日に改正された放課後児童クラブ運営指針に読み替えればよろしいでしょうか。	「放課後児童クラブ運営指針（平成27雇児発0331第34号）」は誤りであり、「放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日付けこ成環第16号）」に訂正いたします。
2	実施要領P 2 4	今回のスケジュールについて、現地見学会が設定されていませんが、代表的な施設の施設見学等は可能でしょうか。可能な場合、日程調整方法等についてご教示願います。	実施要領に明記はしていませんが、現地見学を希望する事業者に対して、次のとおり現地見学会を開催します。 (1) 日程 令和7年6月24日（火）～6月27日（金）までの間で、事業者と日程を調整のうえ、個々に実施する。 (2) 申込方法 令和7年6月19日（木）午後5時までに電子メールを事務局へ送付すること。その際の件名は「あま市放課後児童クラブ運営業務現地見学会について（社名）」とし、本文中に、社名、所属、参加者職・氏名のほか、希望日程があれば記載すること。 (3) 参加に当たっての留意事項 ア 参加人数は1事業者につき2名以内とする。 イ 移動は事業者で用意した自動車（1事業者につき1台まで）で、事業者の責任において行う。 ウ 現地見学会への参加可否は選考に影響しない。 エ 質問受付期限を過ぎているため、現地見学時に公募及び仕様に関する質問は受け付けない場合がある。

3	実施要領 P 4 7－(2)	(2) 提出方法に「持参又は郵送にて前項(1)の A～オ」とありますが、前項(1)には A～エしかありません。オの項目は存在しますか。	「A～オ」は誤りであり、「A～エ」に訂正いたします。
4	仕様書 P 2 6－(2)	開所時間について、授業日は下校時から午後 6 時、土曜・学校休業日は午前 8 時から午後 5 時までとし、早朝利用で午前 7 時 30 分から、延長利用で午後 7 時までとの開所時間が示されていますが、利用のしおりに記載されている内容として延長料金として発生する時間帯は、早朝時間帯と午後 6 時 30 分以降とされています。 この場合に授業日の午後 6 時からの 30 分間、学校休業日の午後 5 時からの 1 時間 30 分の時間はどのような時間帯となるのか、この時間帯に利用者がいない場合は、閉所しても構わないのかをご教示願います。	授業日の午後 6 時から午後 6 時 30 分まで、学校休業日の午後 5 時から午後 6 時 30 分までの時間は、延長料金の発生しない延長時間となります。この時間帯は、利用が無ければ閉所して構いません。
5	仕様書 P 3 10	現在各クラブで従事されている方の雇用条件（時給、月給の金額、期末・勤勉手当等、資格手当や通勤手当含む各種手当等）をご教示ください。	別紙 1 をご参照ください。
6	仕様書 P 4 10－(5)	現在の特別な支援を必要とする児童数と、どのような配慮が必要なのか、医療行為の必要の有無等をご教示ください。 また、現在行っている対応をご教示願います。	[前段] 特別な支援を必要とする児童数については公表を控えさせていただきます。ご希望の場合は、本プロポーザルにおいてのみの利用を条件に、個別に情報提供させていただきますので、事務局へお問い合わせください。 配慮の内容については、評価の対象となりますので、回答は控えさせていただきます。

			医療行為については、児童がケガをした場合の応急処置や緊急時のＡＥＤの使用、アナフィラキシーショックに対するエピペンの接種、てんかん発作時の投薬等への対応が必要になる場合があります。 [後段] 現在、特別な支援を必要とする児童に対しては、加配により対応しています。
7	仕様書 P 5 1 2 - (4)	支援員等の処遇について、直當時と同等以上とすることとありますが、現在あま市で雇用されている職員は各クラブに何名が在籍しているのか、それぞれの雇用条件（勤務時間・給与・賞与・手当等）について開示願います。	別紙 1 をご参照ください。
8	仕様書 P 5 1 2 - (4)	現在の職員が保有している有給休暇についてですが、令和 7 年度中に全て消化する見込みでしょうか。消化しきれない場合の対処及び考え方についてご教示願います。	職員の有給休暇については、令和 7 年度中に全て消化していただく見込みです。
9	仕様書 P 6 1 4 - (1)	おやつ提供について、現在は保護者から常温保存可能なものを預かり提供していますが、将来的にクラブ側から提供する等、見直す予定はありますか。 また、学校休業日の昼食も同様に、クラブ側からお弁当の提供について市としての考え方をご教示願います。	おやつ及び昼食の提供について、現時点で見直す予定はありませんが、事業者にて手配する旨の独自提案をしていただいて構いません。
1 0	仕様書 P 9 1 6 - (1)	事業の運営上で発生したゴミは各施設のルールに基づき廃棄するとの記載がありますが、現在のクラブごとのルールはどのように定められていますか。	[前段] ごみは分類ごとに、収集日や収集時間を守り、指定の場所に出していただきます。

		また、その際に別途費用がかかる等がありますか。	[後段] 廃棄物処理費用については、仕様書 P 1 8 別表 3 費用負担区分表において、発注者負担としております。なお、ゴミ袋等の消耗品は受注者負担となります。
1 1	仕様書 P 9 1 6 - (2)	施設及び設備に修繕が必要となった場合、5 万円未満の場合受託者負担により修繕を行うとの記載がありますが、参考までに直近 3 ヶ年における修繕費はどの程度かかりましたか。	備品を含め、5 万円未満の修繕費は次のとおりです。 ・令和 4 年度 120,043 円 ・令和 5 年度 136,367 円 ・令和 6 年度 98,978 円
1 2	仕様書 P 1 0 1 7 - (2)	各児童クラブにしている設置備品等は無償で使用でき、複合機設置クラブにおいては複合機も同様に使用できるとの記載がありますが、現在各クラブにおける備品リストがあれば開示願います。(家電製品:テレビ・冷凍冷蔵庫・空気清浄機・電話等の有無)	受注者が設置する物品としては、仕様書 P 1 0 1 7 - (5) に該当するものを想定しています。これに関する現在の設置状況(引き続き使用できるもの。)は別紙 2 をご参照ください。なお、運営に必要ななければ設置する必要はありません。
1 3	仕様書 P 1 4 別表 1	各クラブの現在の登録児童数、直近 3 ヶ年における登録児童数の推移等について開示願います。	別紙 1 をご参照ください。
1 4	仕様書 P 1 8 別表 3	費用負担区分表について、物品等借上料の費用負担が示されていますが、物品等借上料とはどのような物品を想定されていますか。 支援員等が通勤時に自家用車を使用する場合、各クラブに使用可能駐車場はありますか。使用する場合に駐車場料金は必要とされますか。	[前段] 仕様書 P 1 0 1 7 - (5) に記載のとおり、受注者が設置する物品のうち、受注者にてリースされる際の借上料を想定しています。 [後段] 現時点では、施設の駐車場又は最寄りの公共施設の駐車場を無料で使用できています。
1 5	実施要領 P 3 7 - (1)	企画提案書作成時の注意事項について、両面印刷とすべきか、A 3 判を折り込んだ場合に 2 ページ換算となるのかご教示願います。	片面印刷、両面印刷のいずれでも差し支えありません。A 3 判の図表を折り込んだ場合については 1 ページとして扱います。